



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第14号 令和2年11月 発行



A COLUMN ～記事～

## 「きちんとした説明を」～ 根拠のない反論など持つての外

少し前から総理大臣の学術会議メンバー任命拒否が問題となっています。臨時国会でも論戦となっていますが、皆が納得できる説明はされるのでしょうか？

私見としては、総理大臣に任命権が与えられている趣旨から考えると、任命拒否も許されると思います。しかし、任命拒否を行うなら、その理由を説明する義務は生じるのではないのでしょうか。もし、理由の説明もなしにできるとしたら、それはまさに法治国家と言えない状況を生み出しかねないと思います。また、総理大臣がよく言っている総合的・俯瞰的に判断した結果だというのは、理由になっていないと思います。

私も職業柄様々な方と言い合いになることはあります。そのような時に、相手の的外れなこと、根拠のないことを堂々と主張してくるとムツとしますし、そのような人は、外部の人と話すべきではないと思います。たとえ、その仕事を始めたばかりの新人であったとしても、外部の人と話すのならば、それ相応の対応が必要になりますし、責任が生じるのを覚悟しなければなりません。

最近では、働き方改革など、労働者の権利保護が大きく叫ばれているため、上記のようなことを言うと批判を受けられるかもしれません。しかし、たとえ、私が従業員であり、経営者に上記のようなことを言われたとしても、それは当たり前のことだと思えます。その上で、勉強を頑張るのではないのでしょうか。もちろん、この勉強は、机の上で行う勉強だけではありませんよ。

仕事よりもプライベートを優先したいと考えるのは当然でしょう。そう思うなら、なおさら一時を犠牲にしても必死に勉強し、企業に必要とされる人間にならなければなりません。仕事よりもプライベートを優先したいけど、勉強するのも嫌というのであれば、それ相応の報いがあるのが当然です。

もちろん、これは、民間企業だけではなく、公的機関にも当てはまることですね。いやむしろ、公的機関、税金でご飯を食べている人たちこそ、このような姿勢を持たなくてはいけないのではないのでしょうか。



EXPLANATION ～解説～

## 消滅時効の援用～ 借金返済義務がなくなります

消費者金融などから借入をしていた方が、返済をする余裕がなくなった等の理由で長期間返済をしなかった場合、借金の消滅時効が成立している可能性があります。但し、借金の消滅時効に必要な期間が経過していても、それだけで借金がなくなるわけではありません。借金をなくすには、時効期間の経過に加えて、**時効の援用**が必要となります。

最近、当事務所に消滅時効の相談が複数ありました。借金をするのは誰に恥じることでもありません。また、借金をしたとしても、返済計画通りに返済をすれば何の問題も生じませんし、本来はそうすべきです。しかし、法律で消滅時効の援用というものが認められているので、これを利用して借金問題を片付けるのも決して悪いことではありません。

今月号では、消滅時効の援用について解説をしたいと思います。

## 1. 突然、裁判所から支払督促というものが送られてくることも

借金の返済を停止してから長期間が経過すると、突然、債権者から督促状が届いたり、場合によっては、裁判所から支払督促というものが届くこともあります。こんなものが突然送られてくると、びっくりするとは思いますが、慌てずに借入や返済の状況について考えましょう。なお、裁判所から支払督促が送られてくる場合、返済状況も同封されています。

最後に返済してから5年以上が経過している場合、債務の消滅時効が成立しているかもしれません。消滅時効が成立するということは、借金の返済義務がなくなるということになりますが、裁判所から支払督促が送られてきた場合、**督促異議を2週間以内**に申立てないと、債権者の言い分が認められ、差押などを受けることになりかねません。督促異議は、支払督促と一緒に同封されています。

消滅時効が成立しても、それだけでは足りず、時効援用の意思表示を債権者に対して行う必要があります。この時効の援用は、通常、**内容証明郵便**で行われます。これを債権者に送ることによって、めでたく借金の返済義務がなくなります。

## 2. 消滅時効の期間

借金(債務)の消滅時効については、民法の規定に従い、10年間で時効が成立するのが原則です。また、消費者金融などからの借金は、5年で時効が完成します(商法に規定されています)。

ただし、債権者から裁判や支払督促が提起され、判決等により債権者の権利が確定した場合、以後の時効期間は10年となります(判決等の日から10年)。

## 3. 時効の中断事由

時効の中断があると、それまでの時効期間がリセットされ、またゼロに戻ってしまいます。つまり、5年間で経過する前に時効が中断したら、その時点から5年が経過しないと時効は完成しないということです。主な時効中断事由は以下の通りです。

- ①. 債務者による債務の承認(債権者からの督促に対して口頭で返済猶予、分割払いを求めた場合などでも、債務の承認が成立します)
- ②. 債権者からの請求(裁判上の請求に限ります)
- ③. 差押・仮差押

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

# 司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士

久田事務所

〒921-8812

野々市市扇が丘9番20号

扇が丘ビル106

TEL : (076) 227-8019

FAX : (076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「**登記・相続・債務整理の無料相談**」を実施しています  
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☑ info@hisada-office.jp

http://www.hisada-office.jp/